

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 株式会社山形銀行

【英訳名】 The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長谷川 吉茂

【本店の所在の場所】 山形県山形市七日町三丁目1番2号

【電話番号】 山形(023)623局1221番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 永井 悟

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番16号
株式会社山形銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3567局1868番(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 那須 洋一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 山形銀行東京支店
(東京都中央区京橋二丁目5番16号)

1【提出理由】

平成26年6月24日開催の当行第202期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額511,389,390円

ロ 効力発生日

平成26年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

イ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

ロ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

専務取締役の複数名の選定を可能とすることを目的とし、定款第22条を変更するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

渡辺均、丹野晴彦、土門義浩、長沼清弘、永井悟、尾原儀助の各氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

中川太文氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金および弔慰金贈呈の件

退任取締役 木村 孝 氏に対し、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するとともに、逝去により監査役を退任された 安喰 敬 氏のご遺族に対し、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で弔慰金を贈呈するものであります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役13名に対し総額1,540万円、当期末時の監査役5名に対し総額460万円の役員賞与を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	121,617	1,380	0	(注) 1	可決 92.40
第2号議案 定款一部変更の件	118,429	4,604	0	(注) 2	可決 89.98
第3号議案 取締役6名選任の件					
渡辺 均	116,476	6,523	24	(注) 3	可決 88.49
丹野 晴彦	116,667	6,332	24		可決 88.64
土門 義浩	116,658	6,341	24		可決 88.63
長沼 清弘	117,519	5,480	24		可決 89.28
永井 悟	117,502	5,497	24		可決 89.27
尾原 儀助	117,495	5,528	0		可決 89.27
第4号議案 監査役1名選任の件	116,654	6,379	0	(注) 3	可決 88.63
第5号議案 退任取締役および退 任監査役に対する退 職慰労金および弔慰 金贈呈の件	96,715	26,318	0	(注) 1	可決 73.48
第6号議案 役員賞与支給の件	116,339	6,690	0	(注) 1	可決 88.39

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。